

2020年3月2日

HEX-19-025

## ◆ お知らせ ◆

各位

株式会社阪急阪神エクスプレス

### 通関在宅勤務制度を導入

阪急阪神エクスプレスは、3月1日より、社員の通関士が自宅において土日祝祭日や平日夜間の緊急通関業務に対応できる制度を導入し、羽田空港通関支店から適用します。

通関士の在宅勤務は2017年10月の通関業法改正により、「通関士もしくは通関従業者の自宅を特定の通関営業所の一部とみなす」ことで可能となりました。当社はAEO\*「認定通関業者」として、既存の就業規則および施設・情報管理規程に加えて、新たに「通関在宅勤務に関する社内管理規程」を制定し、情報セキュリティと文書管理をより徹底しました。

対象業務は休日・夜間における緊急通関の申告業務に限定、会社貸与のモバイルパソコンでNACCS操作のみを行い、紙ベースでの業務は一切排除しペーパーレスとします。2月21日に東京税関に届出を行い、3月1日以降での通関在宅勤務が認められました。当面は通関士の絶対数が少なく緊急通関対応が多い通関支店から適用し、通関士の身体的負担を軽減するとともに、適正かつ円滑な緊急通関業務体制を構築します。

当社は、今後も貨物のセキュリティ管理とコンプライアンス体制を強化し、高品質な通関サービスを提供してまいります。

\*AEO(Authorized Economic Operator):貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関が承認・認定し税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度

以上

＜本件に関するお問い合わせ先＞

株式会社阪急阪神エクスプレス 総務人事部 総務課

〒105-0004 東京都港区新橋 3-3-9 TEL:03-6745-1450/FAX:03-6745-1459